

大槌町都市計画マスタープラン (素案) について

平成26年5月28日
大槌町復興推進課

都市計画マスタープランとは・・・

- 都市計画法第18条の2 に位置づけられた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」です
- 大槌町は、この都市計画マスタープランの内容を指針として、具体の都市計画を定めます

都市計画マスタープランの内容は・・・

- 大槌町復興計画等を踏まえて、町の将来像や用途地域（土地利用）、道路等の施設や市街地の整備のあり方を示すとともに、地域毎のまちづくりの方針を明らかにしたものです

都市計画マスタープラン決定までの流れ

大槌町都市計画マスタープラン改訂 プロジェクトチーム会議

第1回（平成25年8月）～第5回（平成26年3月）

都市計画マスタープラン（素案）の作成

町民説明会

【平成26年4月19日】

↓ ご意見の反映

大槌町都市計画審議会（中間報告）

【平成26年5月28日】

↓ ご意見の反映

大槌町議会（報告）

【平成26年5月29日】

↓ ご意見の反映

パブリックコメント（町民意見募集）

【平成26年6月2日～7月2日】

↓ ご意見の反映

都市計画マスタープラン（案）の作成

大槌町都市計画審議会（諮問）

【平成26年7月予定】

↓ 答申

都市計画マスタープランの決定【7月予定】



計画の構成

本資料の対応頁

1. 基本的な事項

⇒ 5-6頁

2. 計画策定の背景

⇒ 7-9頁

3. まちづくりの目標

⇒ 10頁

4. 将来都市構造

⇒ 11-13頁

5. まちづくりの方針

⇒ 14-20頁

6. 地域別構想

⇒ 21-29頁

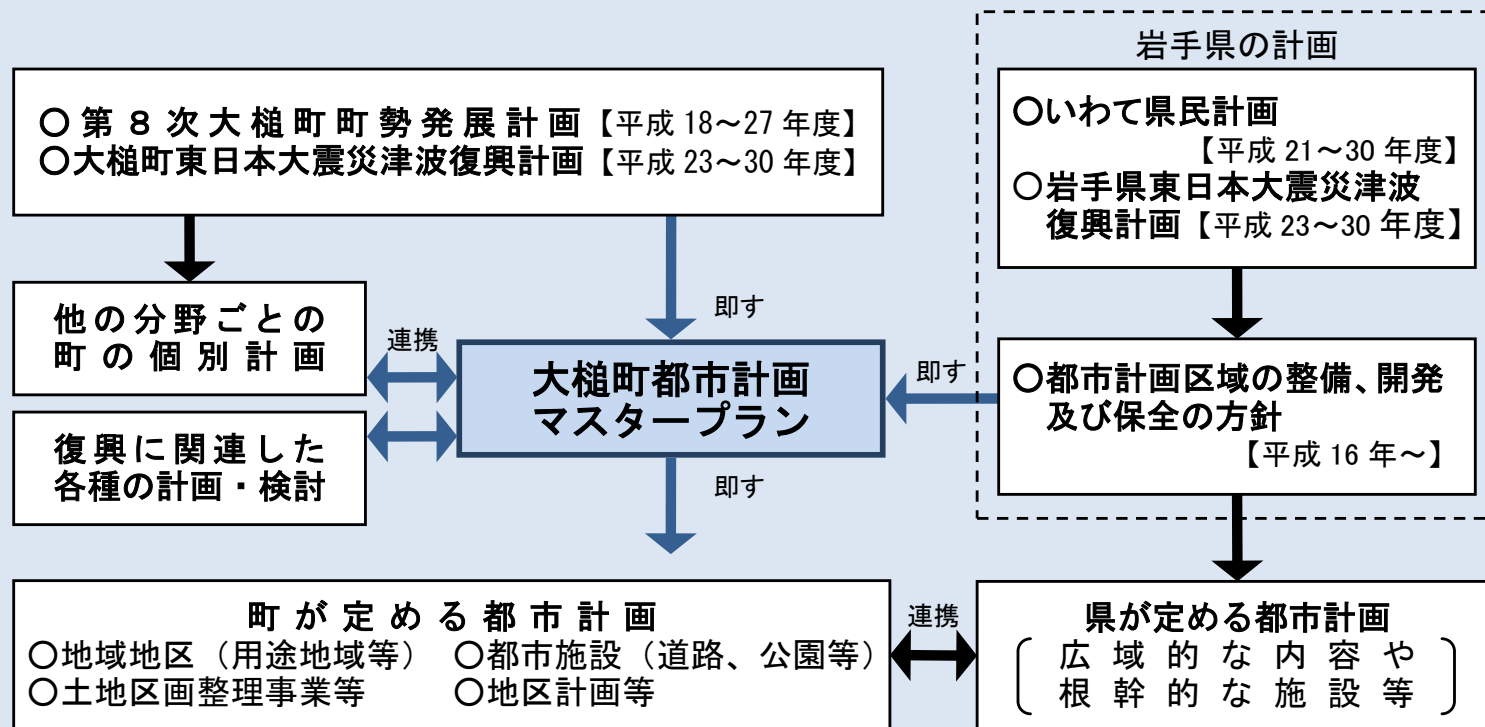
7. 実現化の方策

⇒ 30-32頁

大槌町
全体の方針

1. 基本的な事項 (1 / 2)

1-1 計画の位置づけ



1. 基本的な事項 (2 / 2)

1-2 計画の対象範囲



大槌町都市計画区域3,010ha※
(右図赤色の範囲)

※ただし、都市計画区域外であっても
防集団地計画地など復興まちづくり
事業に関連する地区を含むものとする



1-3 計画の目標年次

おおむね20年後の平成45年

ただし、大槌町東日本大震災津波復興計画の計画期間にあわせて平成30年度
に中間の見直しを行うことを想定

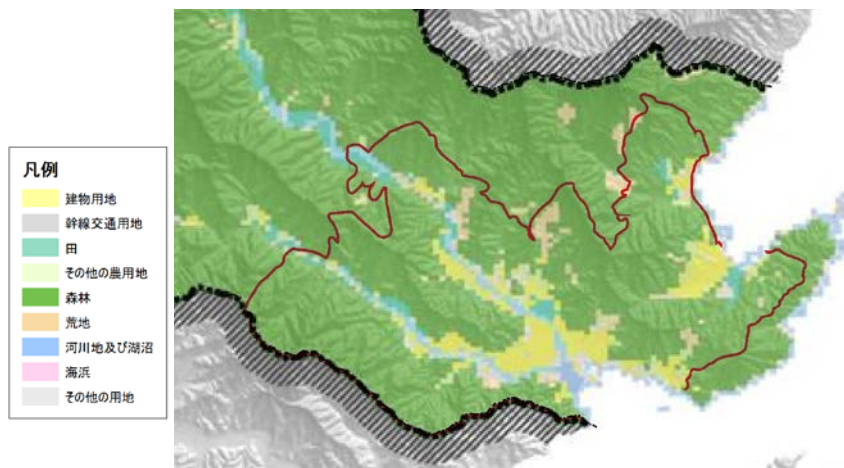
2. 計画策定の背景 (1 / 3)

2-1 大槌町の現況- 1

(1) 土地利用の状況

- 大槌都市計画区域の約83%が自然的土地利用（山林等）となっています
- 都市的土地利用の約404ha（町域の約2%）に用途地域が指定され、13,886人（町全体の約84%/平成22年現在）が居住しています
- 大槌町は豊かな山林に包まれてコンパクトな市街地を形成しています

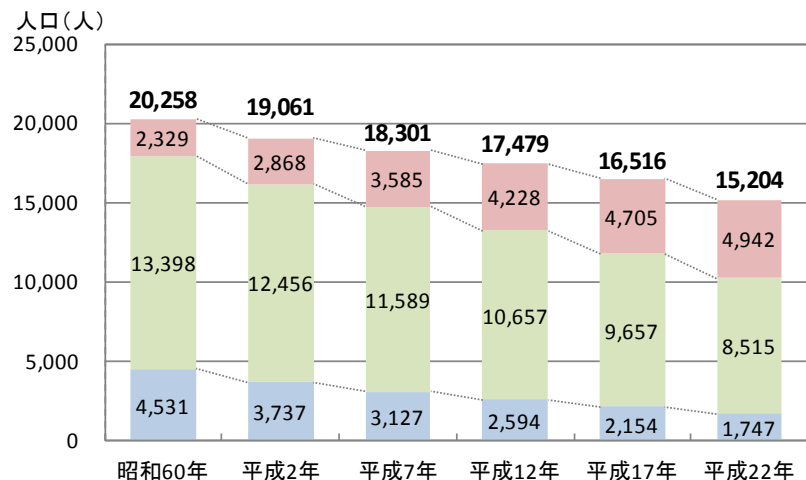
土地利用細分メッシュで見る土地利用の状況



(2) 社会経済状況

- 大槌町の人口は昭和60年から平成22年までの25年間で約25%減少し、この間、老年人口（65歳以上）は2倍以上に増加しています
- このような傾向にくさびを打ち、町の経済や産業を支える定住者を確保することが強く求められています

国勢調査で見る人口の推移



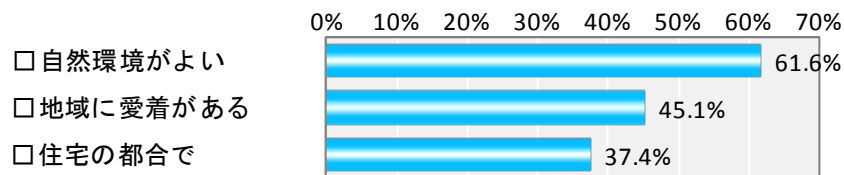
2. 計画策定の背景 (2 / 3)

2-1 大槌町の現況- 2

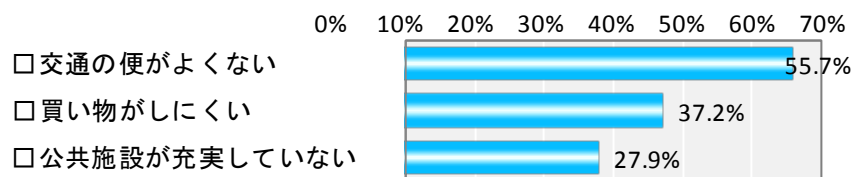
(3) 生活環境の状況

- これからも住んでいたい理由：「自然環境がよい」「地域に愛着がある」など
- 引っ越したい理由：「交通の便がよくない」「買い物がしにくい」「公共施設が充実していない」などの生活利便性に関する項目が課題となっています
(平成22年2月実施の町民意識調査より)

生活環境に対する町民の評価ベスト3
(これからも住んでいたい理由)



生活環境に対する町民の評価ワースト3
(引っ越したい理由)



(4) 東日本大震災の被害状況

- 10mを超える津波により、市街地の大部分が家屋流出等の被害を受けました
- 一刻も早い復興の実現に向けて、土地利用の転換や大規模な都市基盤の整備、産業誘致による町民の生活基盤の再建などに取り組んでいます

大槌町町勢要覧2013にまとめられた被害状況

被害の区分		被害	備考
人的被害	犠牲者数	1,281人	平成25年2月28日現在
家屋被害	全壊・半壊	3,717棟	9月28日現在
	一部損壊	161棟	9月28日現在
産業被害	水産業被害	5,127,926千円	水産施設、漁船、養殖施設等
	農業被害	610,000千円	水田、畑、用水路、農道
	林業被害	69,241千円	林野、林道
	商工業被害	8,867,745千円	建物、機械設備、商品等
	観光業被害	384,607千円	観光施設、自然公園
	計	20,231,264千円	
公共施設被害	役場庁舎等被害	9,555,102千円	建物、公用車等
	消防施設等被害	427,364千円	庁舎、機械、装備、消火栓等
	道路・海岸等被害	48,181,244千円	公共下水道等
	上水道施設被害	61,932千円	ポンプ場等
	学校被害	3,044,796千円	建物、設備等
	社会教育施設被害	284,140千円	公民館、図書館、運動場等
	社会福祉施設被害	136,660千円	児童・障がい・高齢者福祉施設等
	計	61,691,238千円	
産業・公共施設被害(合計)		76,750,757千円	

2. 計画策定の背景 (3 / 3)

2-2 まちづくりの課題



まちの現況を踏まえて、まちづくりの課題を以下の4点にまとめました

(1) 町民の生活の再建

- 大変な被害を受けながら“住み慣れたまちで暮らしたい”という町民の方々の思いに応えるため、一刻も早い生活の再建を進めることが課題となっています

(2) 住みやすいまちの復興

- 町民の生活の再建を目指して復興事業が進む中、今後も「住みたい」「住み続けたい」と思えるようなまちを実現することが課題となっています

(3) 人口流出や市街地の空洞化への対応

- 大槌町や周辺の自治体では被災前から人口の減少や産業の縮小などが進んでおり、町の空洞化の進行を食い止め、活力や魅力を向上することが課題となっています

(4) 社会構造等の変化への対応

- 全国的な人口の減少や数々の復興事業などにより町を取り巻く環境が大きく変化する中で、将来的な都市の経営コストを削減し持続性の高いまちへと転換することが課題となっています

3. まちづくりの目標

大槌町東日本大震災復興計画と同じ以下の内容をまちの将来像に定めます。



海の見えるつい散歩したくなるこだわりのある『美しいまち』

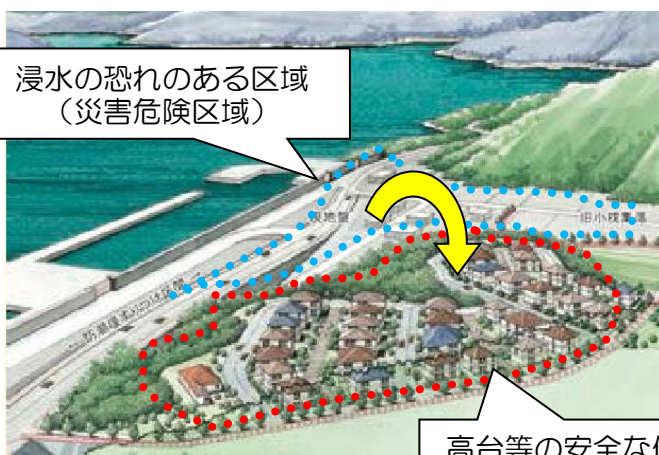
- ① 安全で安心して暮らせるまち
- ② 地域で町民が寄り添い支えあうコンパクトなまち
- ③ 多様な交流と連携で産業が興る活力あるまち
- ④ 豊かな自然環境や景観形成に配慮した美しいまち
- ⑤ 地域に対する誇りや愛着を大切にするまち

4. 将来都市構造（1 / 3）

4-1 将来都市構造を決定する主要な取組- 1

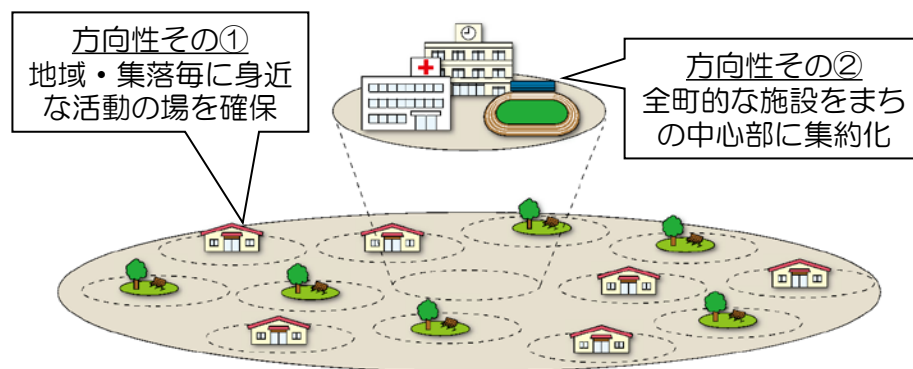
（1）安全な生活の場の確保

- 防潮堤等の整備とあわせて嵩上げや高台等への移転を促進し、東日本大震災と同程度の過去最大クラスの津波が来ても浸水や孤立が発生する恐れが小さい安全な住宅地を確保



（2）公共公益施設・コミュニティ施設の再配置

- 高齢者の居場所や自治会活動の拠点となるコミュニティ施設など、地域のニーズにあわせて利活用できる身近な活動の場を確保
- 全町的な施設については、建設費や将来の維持・管理費を軽減するため将来の地区別人口分布や公共交通の配置を考慮して集約化・多機能化・複合化を推進



4. 将来都市構造 (2 / 3)

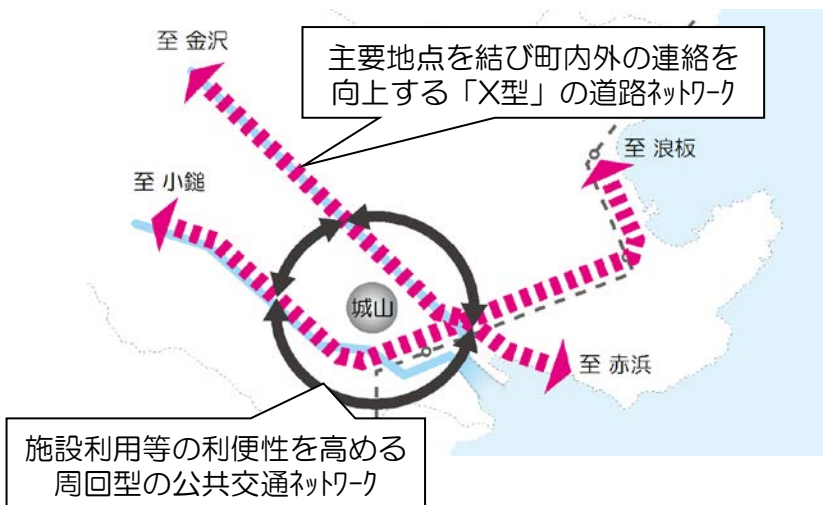
4-1 将来都市構造を決定する主要な取組- 2

(3) 外出しやすい道路・交通網の整備

- 町内の主要地点と町外を結ぶ「X型」の道路ネットワークを軸として、道路や公共交通機能を拡充
- 大槌川と小鎚川の2つの流域を結ぶトンネルの整備促進等により、城山を中心に立地する主要施設を結ぶ周回型（リング状）の公共交通ルートを形成

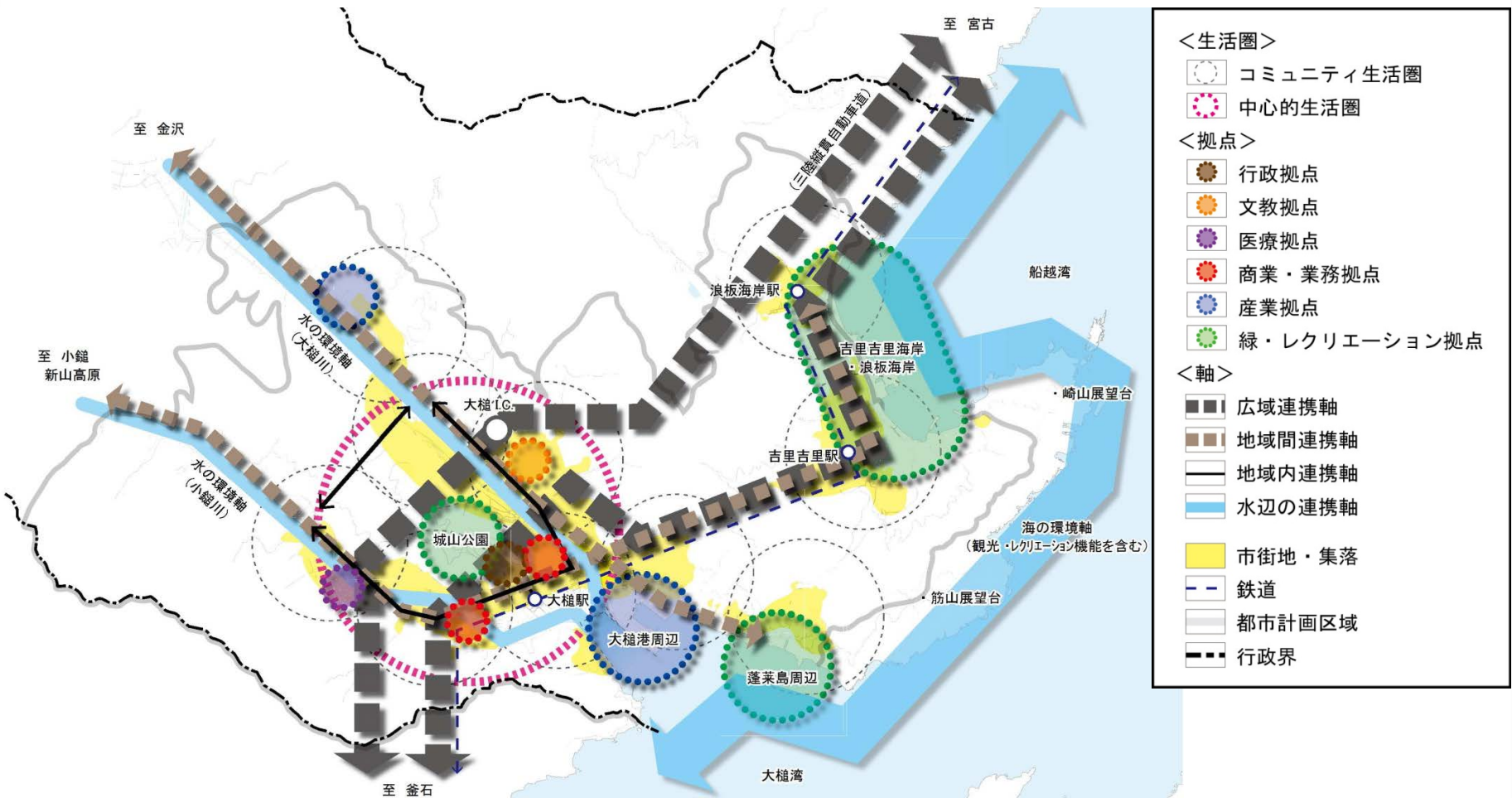
(4) 浸水区域の有効活用

- 港に隣接して工場等が立地していた箇所では、施設の修繕や基盤整備、水産加工業の再開や新規企業の誘致を優先的に推進
- 産業系土地利用が適さないような豊かな自然や観光資源に隣接する箇所では、農地や緑地などの配置を検討



4. 将来都市構造 (3 / 3)

4-2 目標とする将来都市構造



5. まちづくりの方針（1 / 7）

5-1 土地利用の方針

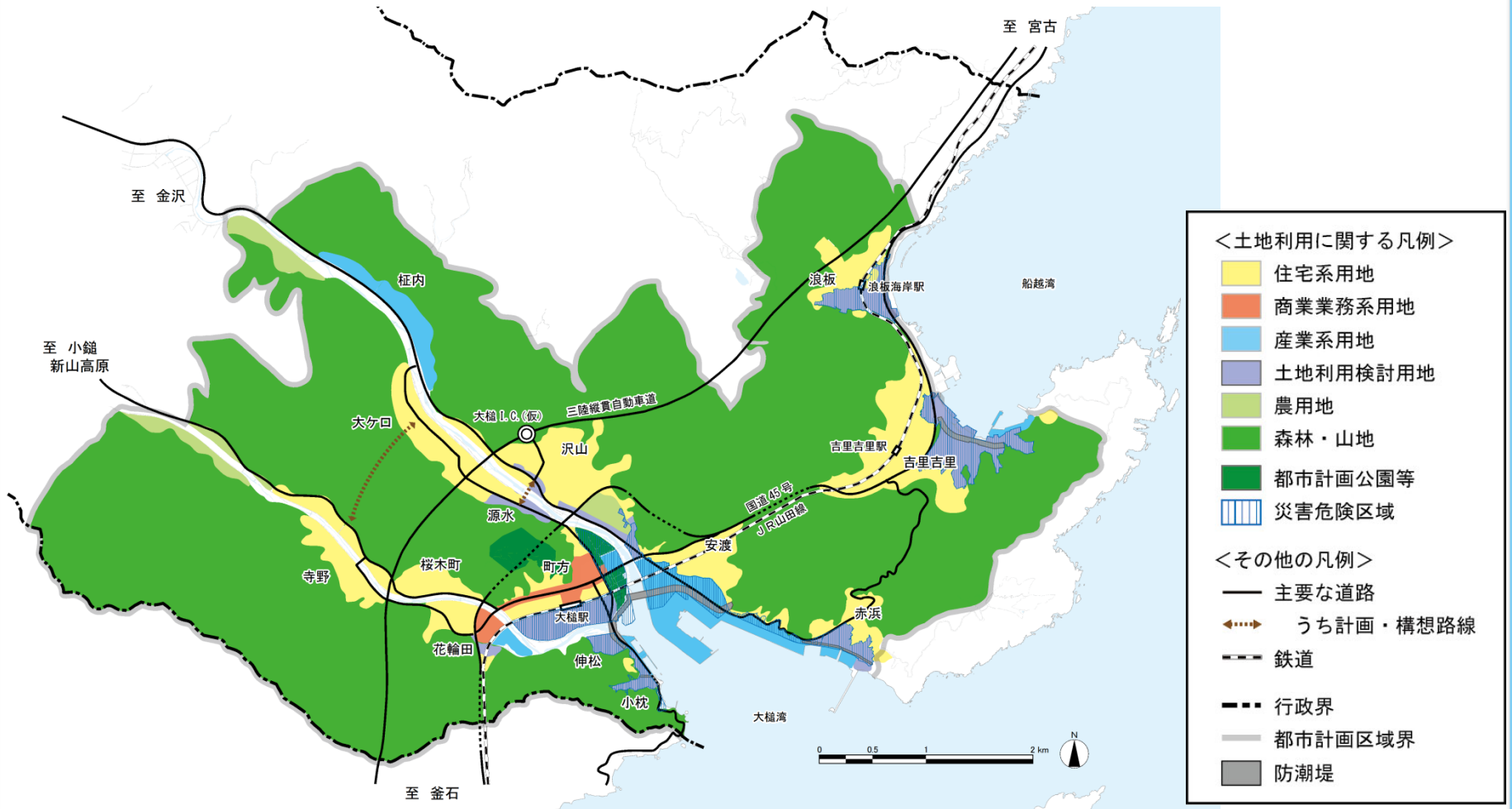
5-1-1 土地利用の方針

- 東日本大震災からの復興と安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるという観点から、防潮堤、水門等の津波安全施設の整備や復旧とあわせて土地利用の再編を行います
- 高台等の安全な場所に住宅や公共公益施設を、低地部には周辺環境や住民の意向に配慮しながら産業系用地や農地、公園・緑地などを配置します
- 『**土地利用検討用地**』では、新たな土地利用計画の検討や無秩序な開発の抑制、暫定利用の促進などを図ります

※浸水区域において、土地利用転換が想定されるが本計画時点ではその方向性が明らかになっていない場所を『土地利用検討用地』と位置づけます

5. まちづくりの方針 (2 / 7)

5-1-2 主要な土地利用の配置方針図



5. まちづくりの方針（3 / 7）

5-2 都市施設整備の方針

5-2-1 道路・交通施設の整備の方針

- 三陸縦貫自動車道の早期完成、JR山田線の早期復旧など町外との連絡向上を促進します
- 地域間連携軸（「X型」の道路ネットワーク）や地域内連携軸（周回型（リング状）の公共交通ネットワーク）を中心に幹線道路網の整備や公共交通機能の拡充を検討します
- 復興事業にあわせて、市街地や集落内部の生活道路網の拡充や高齢者や障がい者、子ども等が移動しやすい環境の整備を図ります

5-2-2 公園・緑地の整備の方針

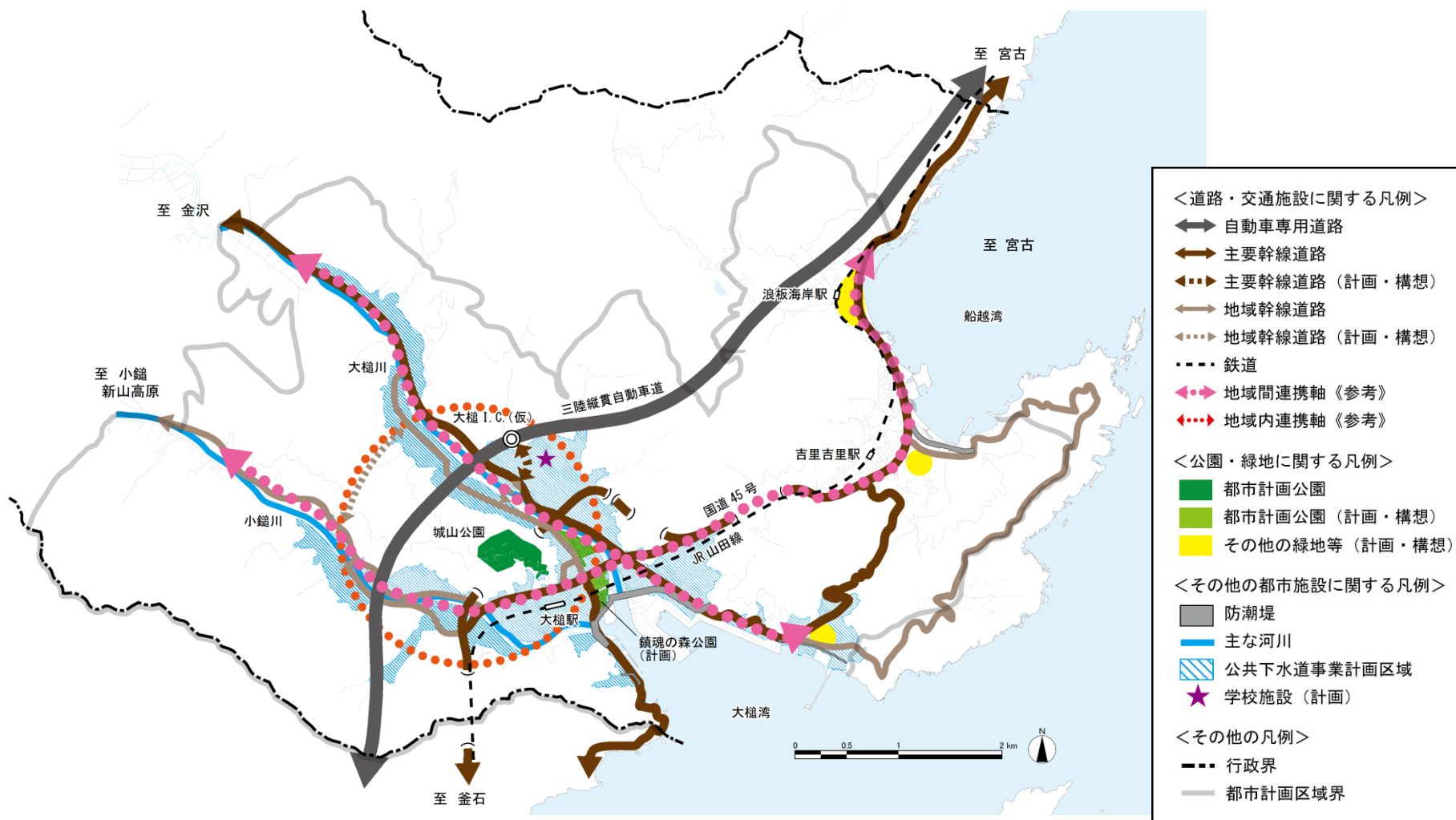
- 寺野公園の廃止により不足する公園を再配置して、公園体系の再編を図ります
- 町内の各地域では市街地整備にあわせて身近な公園を確保するとともに、既存の公園についても必要な補修・改修を進めます
- 公園・緑地の整備や改修にあたっては地域住民の声を反映したものとなるよう努めます。また、施設の有効利用やその後の管理・運営についても地域住民と協働で検討を進めます

5-2-3 その他の都市施設の整備の方針

- 関係機関と連携して防潮堤等の海岸保全施設やライフライン設備の復旧・整備を進めます
- 下水道については、下水道処理区域の拡大または合併処理浄化槽の設置により対応します
- 主要な公共公益施設は将来の人口分布や公共交通の配置を考慮して集約化する一方、集会所や公民館等の施設は住民のニーズにあわせて地域、集落毎に配置を検討します

5. まちづくりの方針 (4 / 7)

5-2-4 主要な都市施設の整備方針図



5. まちづくりの方針（5 / 7）

5-3 都市環境形成の方針

5-3-1 防災施設等整備の方針

（1）災害に強い都市基盤の整備

- 「多重防災型まちづくり」により「津波災害に強い安全・安心なまちづくり」を推進
- 三陸縦貫自動車道に防災面の機能を要請
- 安定したライフラインの確保 など

（3）安全に暮らせる居住環境の整備

- 高台移転や土地の高上げ、災害危険区域の指定等により安全な居住環境を確保
- 高台移転等にあわせた土砂災害対策 など

（2）主要な公共施設の安全の確保

- 浸水区域内に立地する避難所や救護施設となる公共施設は浸水区域外を基本に再配置
- 避難所となる施設の耐震改修や周辺の安全対策を実施 など

（4）防災文化の伝承

- 津波の犠牲となった方々の慰霊の場等を確保
- 一目で分かる避難路の整備や津波到達点を伝える標識の設置 など



一目で分かる避難路のイメージ
（「大槌デザインノート」より）

5. まちづくりの方針（6 / 7）

5-3-2 景観形成の方針

（1）美しい海を望む景観の保全

- 優れた景観を守るためガイドラインを策定
- 海沿いの人工物の適切な配置や修景を誘導
- 景観を楽しむ公園等の整備を検討 など

（3）こだわりのある街並みの形成

- まちの歴史を継承した市街地整備を推進
- 災害公営住宅の整備により地域の景観づくりをリード
- 住民が景観づくりに関わる仕組み など

（2）魅力的な景観スポットの整備

- 漁港や市場、祭事の主要地点や御神輿の経路を賑わいの空間として演出
- 水や緑に親しめる環境整備を推進 など

（4）周辺環境との調和に配慮した景観の誘導

- 嵩上げや高台移転等が周辺にできるだけ溶け込んだ計画となるよう誘導
- 看板や自動販売機などが周辺環境に調和した配置や設えとなるよう誘導 など

景観を楽しむ公園等の整備のイメージ
（「大槌デザインノート」より）



5. まちづくりの方針（7 / 7）

5-3-3 自然環境保全の方針



（1）豊かな自然環境の継承

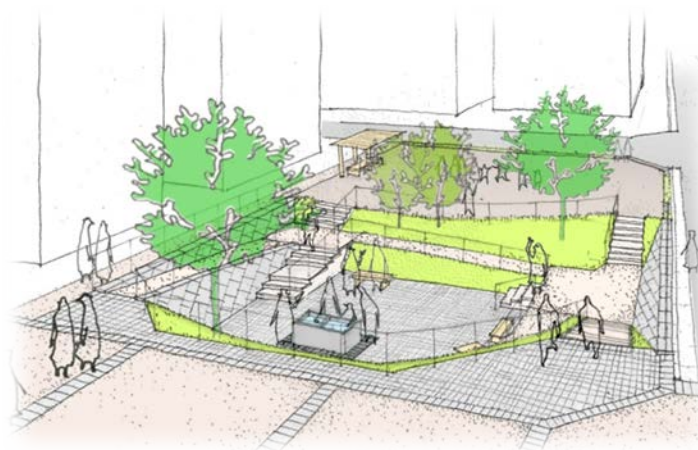
- 被災した自然環境を再生
- 排水対策、浄化槽の設置などにより海と河川の水質を向上 など

（3）持続可能な都市づくりの推進

- 低炭素社会対応型浄化槽の導入検討
- 省エネ改修や省エネ機器の導入等を促進
- 再生可能エネルギーの導入を検討 など

（2）地域固有の環境資源の保全と活用

- 復興事業において生態系に与える影響をできるだけ抑制
- 海岸や源水川等では町民や町外のボランティアと協働で清掃等の日常管理を推進
- 三陸ジオパーク・ジオサイトを中心とした地域振興を推進



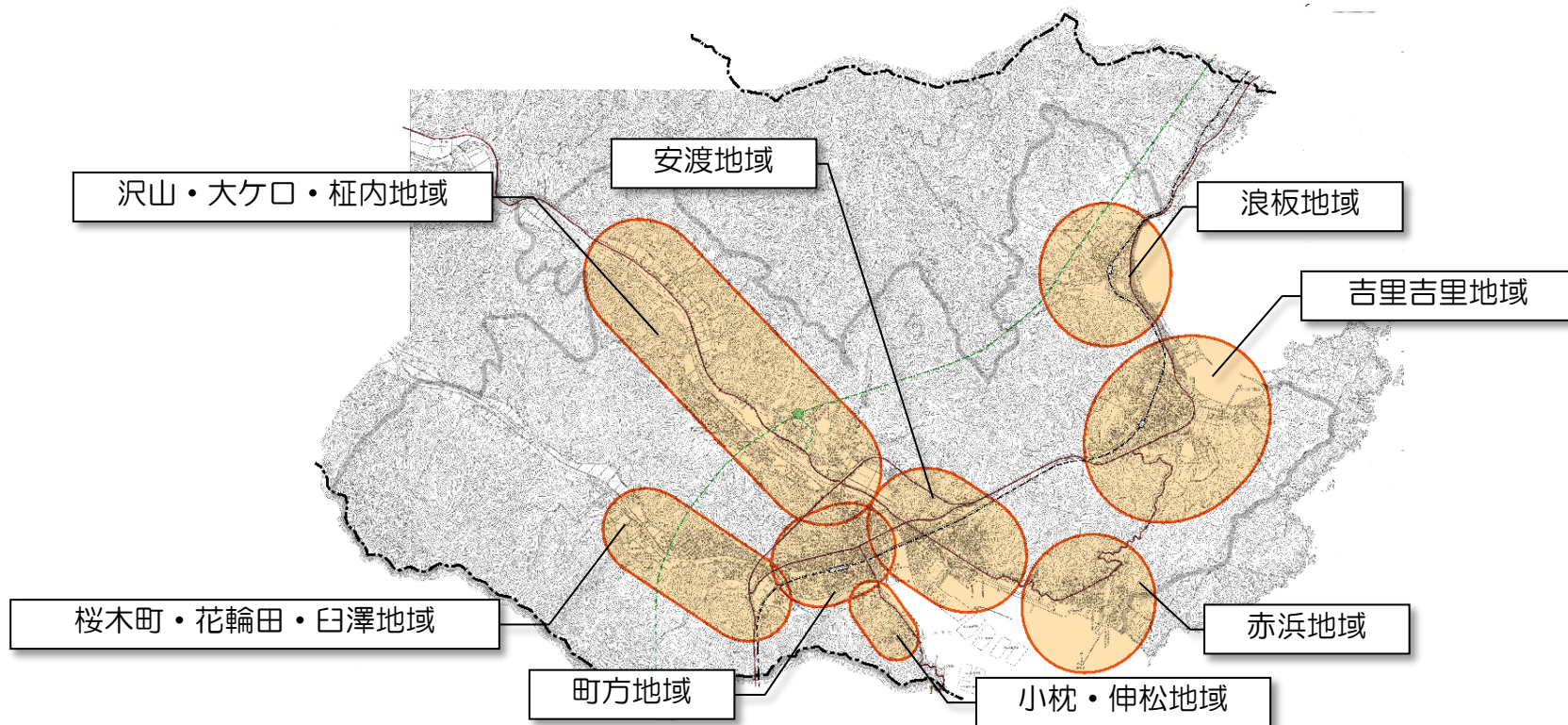
地域固有の環境資源の活用のイメージ
（「大槌デザインノート」より）

6. 地域別構想 (1 / 9)

6-1 地域別構想の位置づけと地域別構想を定める地域

- 地域別構想とは、全町を対象にした「5. まちづくりの方針」に対して、各地域の特徴や課題を反映した地域毎のまちづくりの方針を示すものです
- 1～数箇所の集落・市街地を単位に、地域のまちづくりの必要性や熟度に応じて定めます

今回地域別構想を定める8つの地域



6. 地域別構想 (2 / 9)

6-2 各地域のまちづくりの方針

6-2-1 町方地域

- 大槌町の歴史的な中心地である本地域を引き続き町の中心として再興します
- 県道大槌小鍛線と都市計画道路町方大ケ口線を地域の骨格と位置づけて、これに沿って主要な施設を配置するとともに、道路やバス交通等の利便性を向上して、多くの人々が回遊する地域の実現を目指します
- 城山や鎮魂の森公園（計画）の緑、豊富な湧水等を活かした環境づくりや、地域の歴史を伝えるこだわりのある街並みの形成など町内外の人を惹きつける都市空間の再生を進めます

①安全な生活の場の確保に関する項目

- 防潮堤
- 住居系用地
- 商業業務系用地
- 災害危険区域
- 住宅系用地（嵩上げ、高台移転等）
- 産業系用地

②公共機関・コミュニティ施設の再編に関する項目

- 主要な公共施設を集約を検討する箇所
- 店舗やコミュニティ施設を集約を誘導する箇所

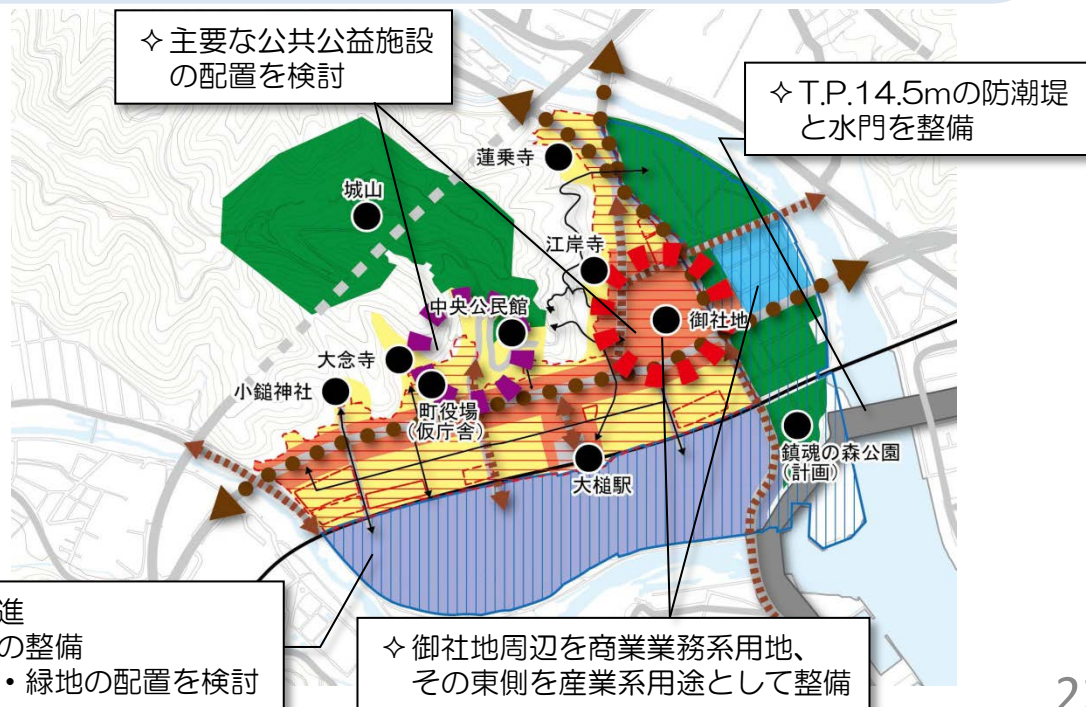
③外出しやすい道路・交通網の整備に関する項目

- 地域の骨格となる路線
- 骨格となる道路を補う路線
- 主に徒歩での避難路となる路線

④浸水区域の有効活用に関する項目

- 土地利用検討用地
- 都市計画公園等

(その他の箇所は今後の検討課題とする)



6. 地域別構想 (3 / 9)

6-2-2 桜木町・花輪田・臼澤地域

- 町方地域などとともに大槌町の中心的生活圏を構成する地域として再興します
- 小槌川に沿って住宅地を再生するとともに、寺野地区には県立病院を移転して町の医療の拠点を形成し、安全で落ち着いた魅力ある地域の実現を目指します
- 住宅地を囲む豊かな自然の保全や、適切な土地利用の誘導により落ち着いた住宅地や医療拠点到にふさわしい環境を守ります

①安全な生活の場の確保に関連する項目

■ 防潮堤	■ 住居系用地	■ 住宅系用地 (嵩上げ、高台移転等)
■ 商業業務系用地	■ 産業系用地	

②公共公益機関・コミュニティ施設の再編に関連する項目

- 主要な公共公益施設の集約を検討する箇所
- 店舗やコミュニティ施設の集約を検討する箇所

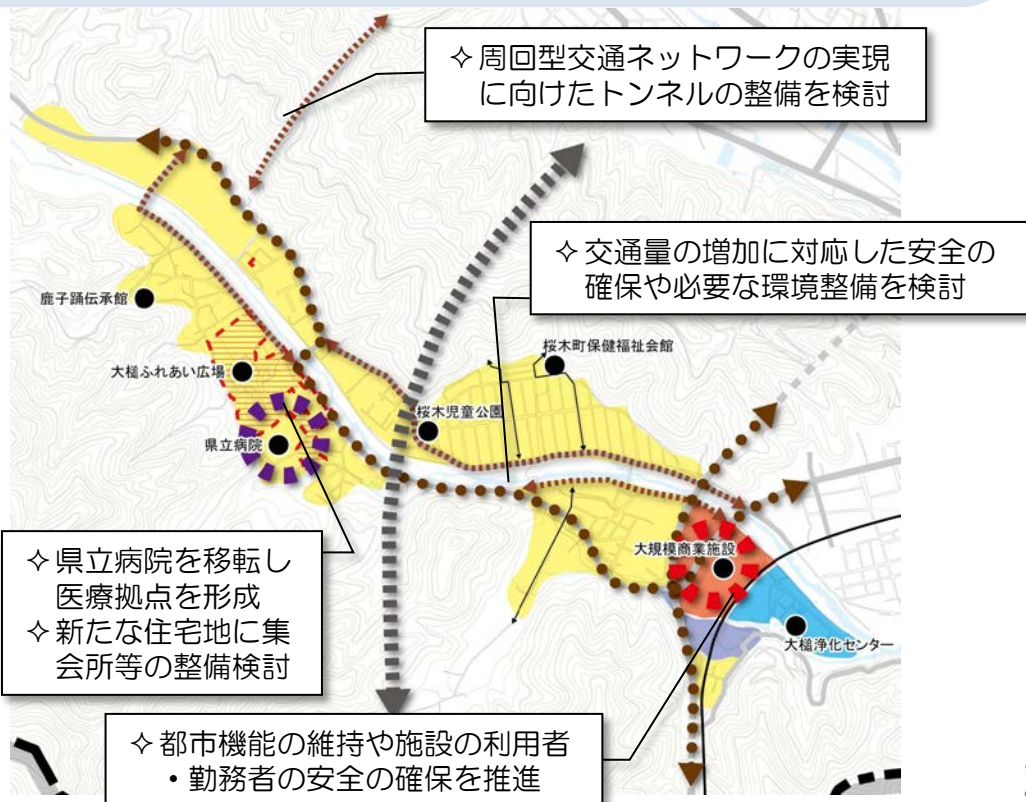
③外出しやすい道路・交通網の整備に関連する項目

- ◆ 地域の骨格となる路線
- ◆ 骨格となる道路を補う路線
- ← 主に徒歩での避難路となる路線
- ◆ 三陸縦貫自動車道

④浸水区域の有効活用に関連する項目

- 土地利用検討用地

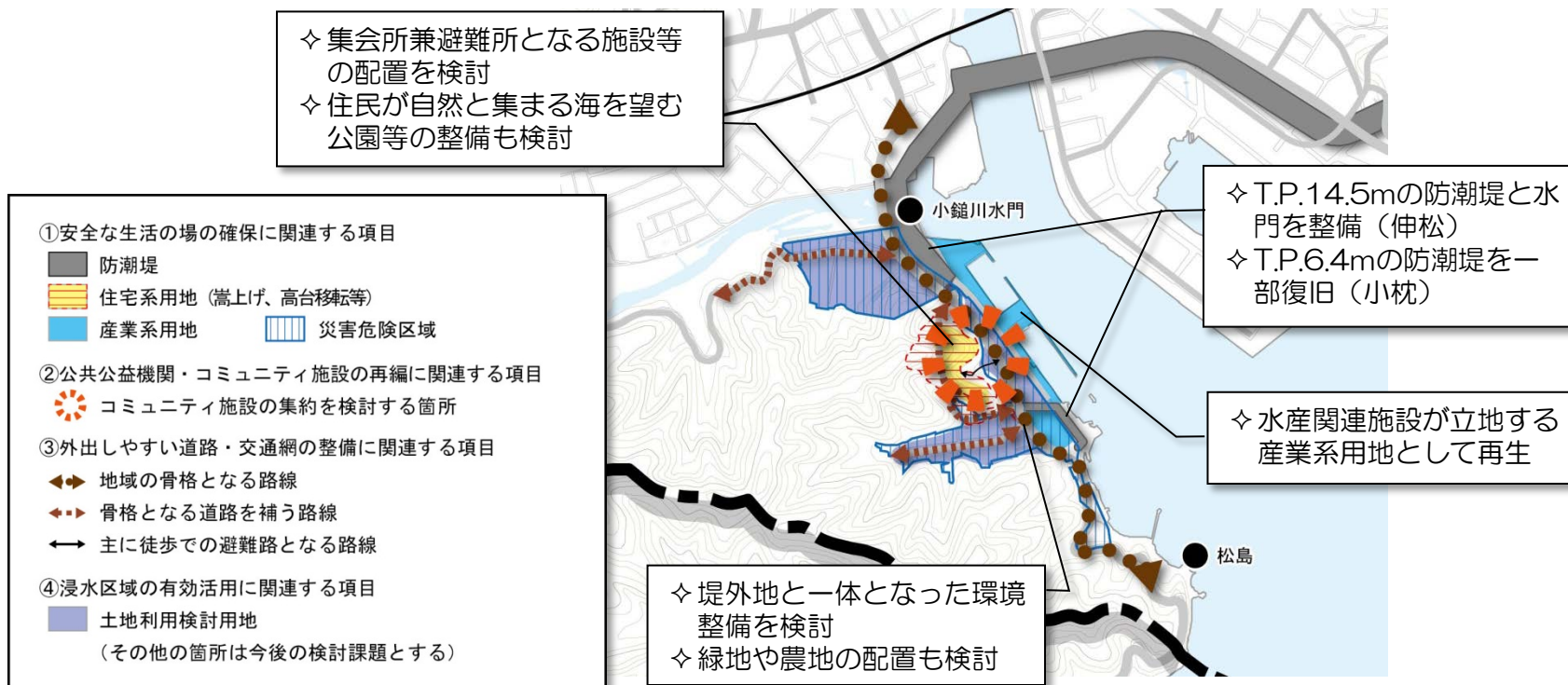
(その他の箇所は今後の検討課題とする)



6. 地域別構想 (4 / 9)

6-2-3 小枕・伸松地域

- 大槌湾を望む高台の住宅地を中心に優れた眺望を特徴とする地域として再興します
- 小枕と伸松の間の高台に新たな住宅地を設けるとともに、隣接する漁港や低地部の水産関連施設等を再生し、コンパクトで一体感を持った地域の実現を目指します
- 新しい住宅地の整備にあたっては、地域内の漁港や漁港関連施設、隣接する町方地域や対岸の蓬莱島等を眺望する場所を設けるなど視覚的なつながりを感じる空間づくりを進めます



6. 地域別構想 (5 / 9)

6-2-4 沢山・大ケ口・柵内地域

- 町方地域などとともに大槌町の中心的生活圏を構成する地域として再興します
- 大槌川に沿って住宅地を再生するとともに、大槌高校が立地する高台に小中一貫教育校を整備して町の文教拠点的形成し、安全で落ち着いた魅力ある地域の実現を目指します
- 住宅地を囲む豊かな自然の保全や、適切な土地利用の誘導により住宅地や文教拠点の落ち着いた環境を守ります

①安全な生活の場の確保に関連する項目

住居系用地	住宅系用地 (嵩上げ、高台移転等)
産業系用地	農用地
災害危険区域	

②公共公益機関・コミュニティ施設の再編に関連する項目

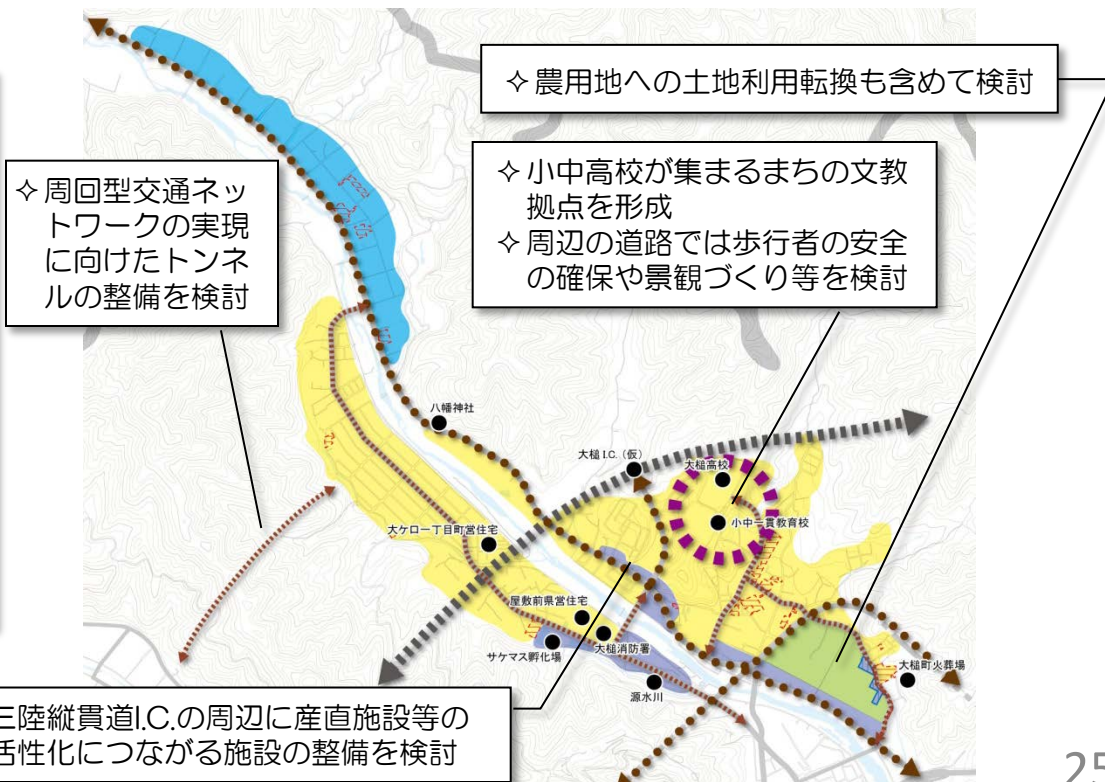
- 主要な公共公益施設の集約を検討する箇所

③外出しやすい道路・交通網の整備に関連する項目

- 地域の骨格となる路線
- 骨格となる道路を補う路線
- 主に徒歩での避難路となる路線
- 三陸縦貫自動車道

④浸水区域の有効活用に関連する項目

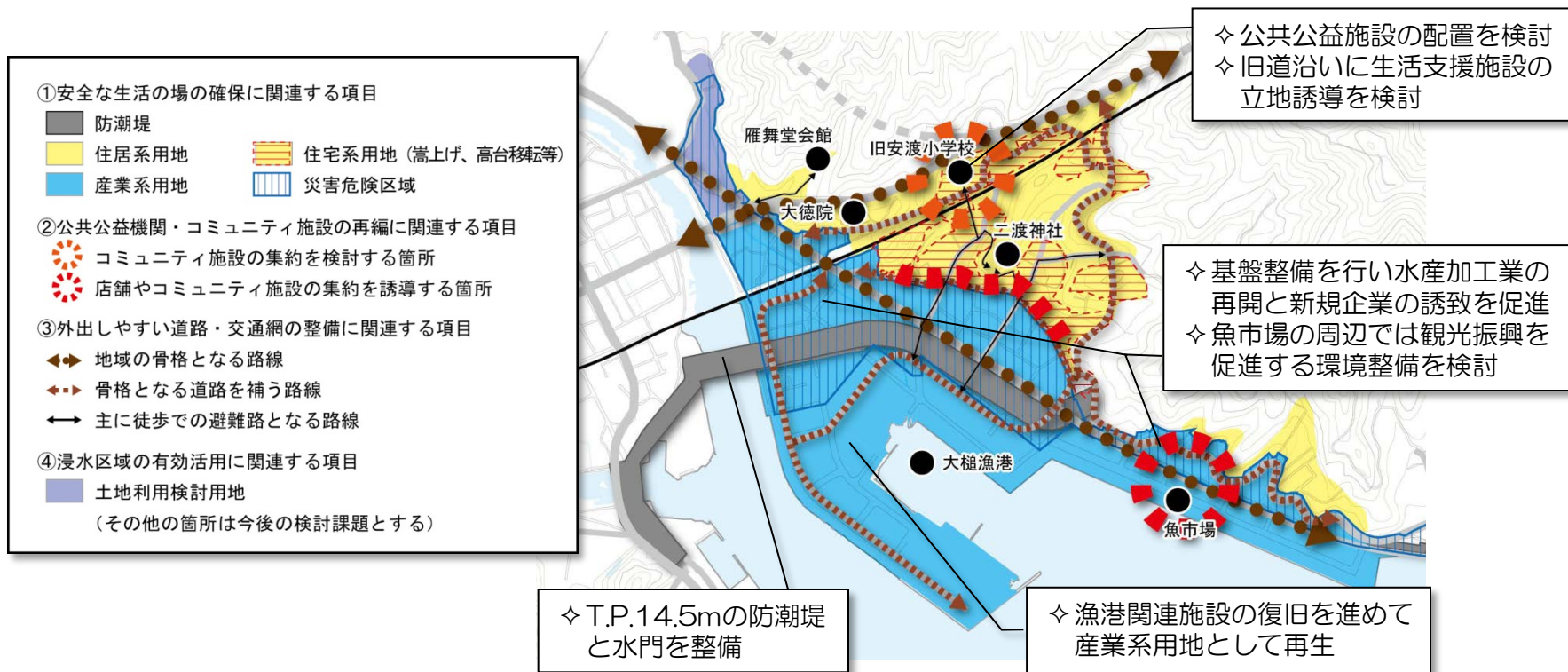
- 土地利用検討用地 (その他の箇所は今後の検討課題とする)



6. 地域別構想 (6 / 9)

6-2-5 安渡地域

- 大槌漁港に隣接する立地を活かして、まちの雇用と産業を牽引する地域として再興します
- 漁港周辺や県道沿いの低地部に産業系用地を確保して産業の拠点を形成します
- 被災を免れた既存住宅地と連続する海を望む高台に新たな住宅地を確保して、既存のコミュニティの維持を図ります



6. 地域別構想 (7 / 9)

6-2-6 赤浜地域

- 海辺を望む住宅地の整備を進めるとともに、地域のシンボルである蓬莱島を活用した美しい地域を再興します
- 既存住宅地と連続する山側のエリアに新たな住宅地を、低地部には産業系用地や広場・公園等を、様々な資源を擁する地域の特徴を活かした再生を目指します
- 美しい海を望む観光・レクリエーションの拠点としての整備を進めます

①安全な生活の場の確保に関連する項目

- 防潮堤
- 住居系用地
- 産業系用地
- 住宅系用地 (嵩上げ、高台移転等)
- 災害危険区域

②公共公益機関・コミュニティ施設の再編に関連する項目

- コミュニティ施設の集約を誘導する箇所

③外出しやすい道路・交通網の整備に関連する項目

- ↔ 地域の骨格となる路線
- ↔ 骨格となる道路を補う路線
- 主に徒歩での避難路となる路線

④浸水区域の有効活用に関連する項目

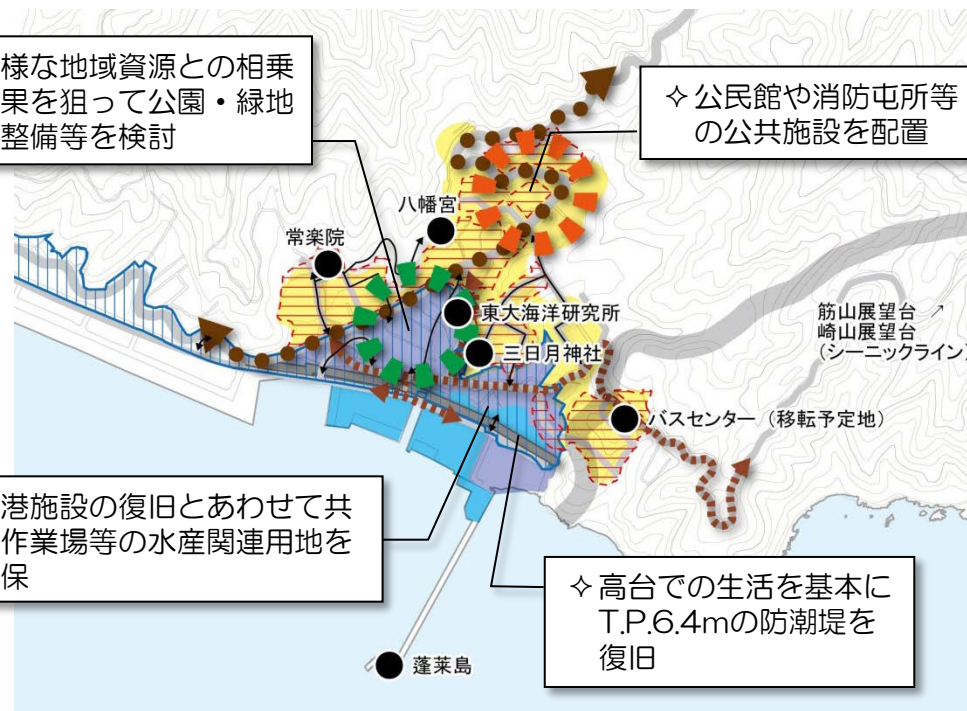
- 土地利用検討用地
- 主に公園・緑地等の整備を想定する箇所 (その他の箇所は今後の検討課題とする)

◇ 多様な地域資源との相乗効果を狙って公園・緑地の整備等を検討

◇ 公民館や消防屯所等の公共施設を配置

◇ 漁港施設の復旧とあわせて共同作業場等の水産関連用地を確保

◇ 高台での生活を基本にT.P.6.4mの防潮堤を復旧



6. 地域別構想 (8 / 9)

6-2-7 吉里吉里地域

- 海岸へと緩やかに傾斜する地形を活かして、海とのつながりを感じる美しい地域を再生します
- 嵩上げによりかつての地域の中心を再生するとともに、既存住宅地と連続する高台に新たな住宅地を確保して、一体感を感じる地域の形成を目指します
- 漁港等の地域資源の活用や景観を楽しむ環境づくり等により、賑わいと潤いを感じる都市空間の再生を進めます

①安全な生活の場の確保に関連する項目

- 防潮堤
- 住居系用地
- 産業系用地
- 住宅系用地 (嵩上げ、高台移転等)
- 災害危険区域

②公共公益機関・コミュニティ施設の再編に関連する項目

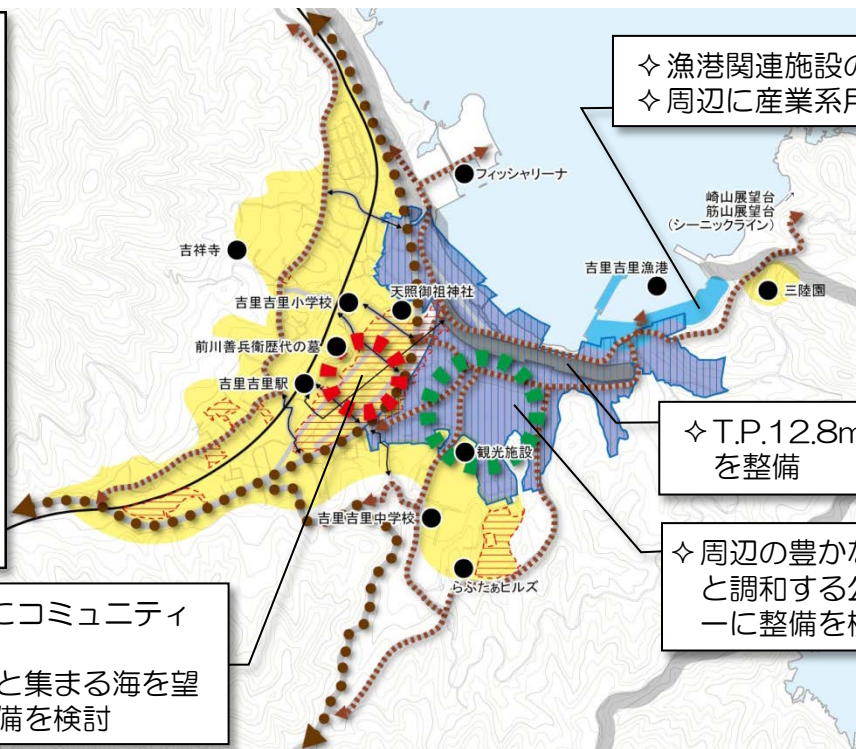
- 店舗やコミュニティ施設の集約を誘導する箇所

③外出しやすい道路・交通網の整備に関連する項目

- ➡ 地域の骨格となる路線
- ➡ 骨格となる道路を補う路線
- ➡ 主に徒歩での避難路となる路線

④浸水区域の有効活用に関連する項目

- 土地利用検討用地
- 主に公園・緑地等の整備を想定する箇所
(その他の箇所は今後の検討課題とする)



◇ 漁港関連施設の復旧
◇ 周辺に産業系用地の確保を検討

◇ T.P.12.8mの防潮堤を整備

◇ 周辺の豊かな自然や観光資源と調和する公園・緑地等を第一に整備を検討

◇ 吉里吉里2丁目付近にコミュニティ施設等を整備・誘導
◇ 周辺には住民が自然と集まる海を望む通りや広場等の整備を検討

6. 地域別構想 (9 / 9)

6-2-8 浪板地域



- 海岸を取り囲む斜面地の小さな集落という特徴を活かして、住民も来訪者もつい散歩したくなる美しい地域を再生します
- 住宅地やまちの中心を山側に移動し、安全かつ豊かなコミュニティを育む地域を形成します
- 生活と観光の両面から豊かな自然環境を享受できる潤いある集落の再生を進めます

①安全な生活の場の確保に関する項目

- 住居系用地
- 住宅系用地 (嵩上げ、高台移転等)
- 災害危険区域

②公共公益機関・コミュニティ施設の再編に関する項目

- コミュニティ施設の集約を検討する箇所

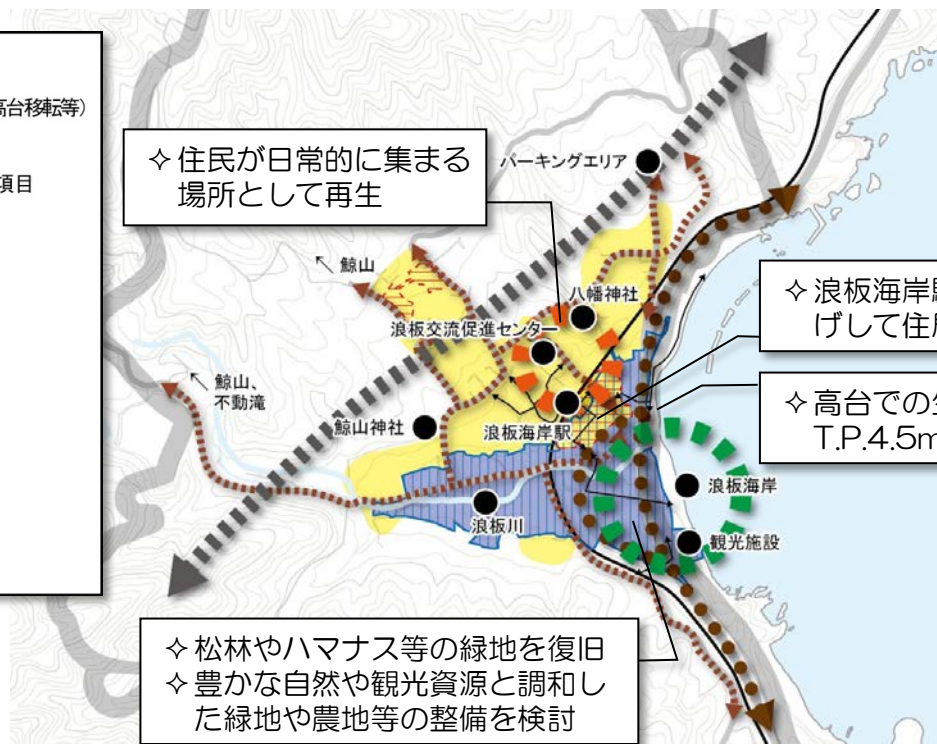
③外出しやすい道路・交通網の整備に関する項目

- 地域の骨格となる路線
- 骨格となる道路を補う路線
- 主に徒歩での避難路となる路線
- 三陸縦貫自動車道

④浸水区域の有効活用に関する項目

- 土地利用検討用地
- 主に公園・緑地等の整備を想定する箇所

(その他の箇所は今後の検討課題とする)



◇ 住民が日常的に集まる場所として再生

◇ 浪板海岸駅の東側を嵩上げて住居エリアを確保

◇ 高台での生活を基本にT.P.4.5mの防波堤を復旧

◇ 松林やハマナス等の緑地を復旧
◇ 豊かな自然や観光資源と調和した緑地や農地等の整備を検討

7. 実現化の方策（1 / 3）

7-1 推進体制

（1）町民と行政との協働

- 町民と行政とが協働で施策を進める仕組みとして、地域復興協議会の継続開催をはじめとした協働の場づくりを推進します
- 適切な情報提供や意向調査を実施し、町民の関心や意欲の喚起を図ります
- アドバイザー・支援員の派遣や活動団体への助成などの支援策を検討します

（2）国や県、市町村との連携

- 町単独では実施できない公共事業等の実現に向けて、国や県、他の市町村等と連携して、広域的に施策を展開することも検討します

（3）分野横断的な庁内の連携

- 庁内関係部局との連携を強化し、ハード、ソフトの両面から必要な施策を分野横断的に展開していきます

7. 実現化の方策（2 / 3）

7-2 主要な都市計画制度の活用

（1）土地利用の誘導

- 必要に応じて、防災集団移転促進事業区域等を都市計画区域に編入します
- 復興事業により土地利用の再編を行うのにあわせて、用途地域の見直しを行います
- 土地利用の再編を進める途上で当該区域において無秩序な開発が行われないよう特定用途制限地域等の指定を検討します

（2）都市施設（道路、公園等）の整備

- 新しい市街地の形成にあわせて都市計画道路の見直しを行います
- 都市計画公園の再編等を行います
- 市街地が拡大する箇所では、必要に応じて下水道区域の見直しを行います
- 公共公益施設の再建等にあたって、都市計画の見直しや指定を検討します

（3）市街地の面的整備

- 市街地の復興にあたって震災復興土地区画整理事業等の面的整備事業を推進します

（4）地区計画等による環境の保全

- 住環境の保全や地域特性を活かしたまちづくりを行う地区等では、地区計画を活用した規制・誘導を行うほか、景観地区や準景観地区等の指定も検討します

7. 実現化の方策（3 / 3）

7-3 計画の見直し

（1）上位関連計画等の反映

- 関連計画の検討や事業計画の修正、関連制度の新設などの環境の変化に対応して逐次内容の更新を行います

（2）社会状況を踏まえた計画の見直し

- 当初予定していた復興事業が完了する平成30年度には、まちづくりの次のステップを迎えるにあたって、復興計画の総括とあわせて本計画の検証と見直しを行います